

## 地方分権改革の実現に向けた要求

地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方分権改革を確実に推進していくことが必要であり、併せて地方が主体的に行財政運営を行うことができるよう、地方税財政制度を抜本的に見直すことが不可欠である。

これまで、2期にわたる地方分権改革において様々な取組が行われてきたが、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しは十分に行われておらず、国から地方への税源移譲についても、三位一体の改革以降行われていないなど、地方分権改革は道半ばであり、更なる取組が必要である。また、国の地方分権改革有識者会議が「地方分権改革の総括と展望」の中間取りまとめを行ったが、その中では更なる権限移譲や税源移譲を行うことが具体的に明記されておらず、ここで改革が停滞することも懸念される。

そこで、本日、九都県市首脳会議は、政府に対し真の分権型社会の構築に向け、地方の意見を確実に踏まえ大胆な改革を断行するよう、以下の事項を強く要求する。

### I 真の分権型社会の実現

#### (1) 更なる権限移譲の推進

今通常国会に提出されている第4次一括法案等により、国から地方への権限移譲及び道府県から指定都市への権限移譲が実施されることとなったが、国の出先機関の見直しは行われておらず、国から地方へ移譲する事務・権限はわずか50事項に止まるなど、不十分である。

については、国の出先機関は原則廃止する視点も踏まえ、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、更なる国から地方及び都道府県から基礎自治体への大幅な権限移譲を進めること。

また、権限移譲を進めるに当たっては、住民に身近な事務・権限は全て地方自治体に移譲することを基本とし、事務事業を実施するために必要な税財源を移譲するとともに、人員移管について地方との協議を行うこと。

なお、以下の事項については優先的に取り組むこと。

- ・ハローワークについては、地方が担っている事務・権限との一元化により、住民の利便性がより向上することから、埼玉県・佐賀県における「ハローワーク特区」の効果等について直ちに検証し、地方への移管を早期に実現すること。

それまでの間、ハローワーク求人情報のオンライン提供を活用する地方自治体の職員が国の職員と同内容の情報を利用して職業紹介を行える環境を整備すること。

- ・「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）に基づく直轄道路・直轄河川の移譲に当たっては、国が認めた区間に止まらず、地方が求める区間全てを地方に移譲すること。なお、適

切な移管時期などを関係する地方自治体と十分に協議するとともに、確実に財源措置を講じること。

- ・農地転用や中小企業支援に関する事務など、地方が強く移譲を求めていいる事務・権限を速やかに移譲すること。
- ・県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に当たっては、個人住民税所得割2%分を税源移譲することで関係道府県と指定都市の間で合意したが、道府県・指定都市の双方にとって財政運営への影響を最小限とする地方財政措置を適切に講じること。

#### (2) 更なる義務付け・枠付け等の見直し

国による関与、義務付け・枠付けについては、第3次一括法までの取組に止まらず、地方からの意見を十分踏まえ、早期に、廃止を基本とした更なる見直しを徹底すること。また、国は一括法等により「枠付け」の見直しを行ったとしながら省令で「従うべき基準」を設定することにより、実質的に「枠付け」を存続させている。したがって、「従うべき基準」の設定は行わず、既に設定されたものについても撤廃すること。

また、条例による法令の上書き権を認めるなど地方自治体の条例制定権を拡大すること。

#### (3) 地方自治法の抜本改正

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

#### (4) 「国と地方の協議の場」の実効性ある運営

国と地方は対等・協力の関係にあるとの基本認識のもと、地方の意見を確実に政策に反映させること。

そのため、分科会も含め、政策の企画・立案の段階から協議事項について十分に説明するなど、実効性のある協議の場の運営を行うこと。

また、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者を正式な議員として位置付けるよう見直しを行うこと。

## II 真の分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

#### (1) 地方税財源の充実・確保

##### ア 税源移譲の確実な実現

地方が担う事務と権限に見合った地方税源の充実強化を図るため、国と地方の税体系を抜本的に見直し、地方への税源移譲を確実に進めること。

また、地方が真に住民に必要なサービスを自らの責任で自主的、効率的に提供するため、税源の地域偏在性が小さく、安定的な税収を確保できる地方税体系を構築すること。

## **イ 社会保障分野における地方税財源の確保**

地方自治体は、医療、介護及び子育て施策など幅広い社会保障行政において、サービスの運営・給付主体として重要な役割を果たしている。

このことを踏まえ、今後も増加が見込まれる社会保障分野に係る行政需要に見合った地方税財源を確保すること。そのためにも、まずは、法定化された地方消費税の税率2.2%への引上げを確実に実施すること。

## **ウ 地方法人特別税及び地方法人税の撤廃等**

地域間の税収格差の是正を名目に、消費税率の引上げまでの暫定措置として導入された地方法人特別税は、平成27年10月までに確実に撤廃し、地方税である法人事業税に復元すること。

また、平成26年度税制改正により、同様の名目で、地方法人税が創設されたが、本来、税収格差の是正は、税源移譲や地方交付税の増額により、地方税財源を拡充する中で、国の責任で行うべきであり、これに地方税を用いることは、地方分権に反し極めて不適切である。

加えて、同制度は、平成26年度の地方財政計画にも見られるように、実質的には地方交付税の総額不足の補填に活用されており、国の責任放棄とも言える極めて不当な措置となっている。

このように、地方法人税は、地方分権に反するのみならず、制度運用の面からも将来にわたって地方財政に悪影響を及ぼすものであることから、速やかに撤廃し、地方税である法人住民税に復元すること。

なお、国において法人課税の実効税率引下げの検討が行われているが、仮に引下げ等を行うこととした場合においては、地方税の税率引下げは行わず、国税の税率を引下げる。その場合、法人税額が法人住民税法人税割の課税標準となっていること等に鑑み、国の責任において地方税による確実な代替財源を確保すること。

## **エ 自動車取得税の廃止に伴う地方税による代替財源の確保**

自動車取得税については、平成26年度与党税制改正大綱において、消費税率10%への引上げ時に廃止することが明記されたが、その減収分については、軽自動車税の税率引上げ等により一部が補填されるものの、減収分に見合った代替財源の全体像は、いまだ明らかにされていない。

自動車取得税が地方自治体の都市基盤整備等の貴重な安定財源となってきた経緯等を踏まえ、地方自治体に減収が生じることのないよう、地方税による安定的な代替財源を確保すること。

## **オ 償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持**

平成26年度与党税制改正大綱では、設備投資促進を目的とした固定資産税の償却資産課税に関する税制措置について、引き続き検討することとされているが、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、行政サービスを享受していることに着目して課税しているものであり、都及び市町村の重要な基幹税目であることから、国の経済対策の観点からの見直しを行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

## **カ 地球温暖化対策に必要な地方税財源の確保**

平成26年度与党税制改正大綱では、地方の地球温暖化対策に関する財源の

確保について、専門の検討チームを新たに設置して検討を行うこととされた。については、地方自治体が地球温暖化対策に果たす役割と責任などを踏まえ、地方の意見を取り入れながら、必要な地方税財源を確保する制度を早急に創設すること。

#### **キ 課税自主権の拡大**

地方自治体の財政需要を賄う税財源は、法定税により安定的に確保されることが基本であるが、地方は必要な財源を自ら調達するために、地域の特性に応じた法定外税を創設することができる。

しかし、法人事業税に関する規定が及ばない法定外税として創設した神奈川県臨時特例企業税は、平成25年3月の最高裁判決で、法定外税であっても、別段の定めがない限り、法定税に関する規定に抵触してはならないという強行規定が及ぶものと判断され、違法・無効となつた。

この判決は、地方自治体が独自に創設する法定外税は法定税に関する強行規定の制約を受け、国税を含む法定税が課税対象を幅広く押さえている現状を踏まえると、実質的に法定外税の創設が困難であることを示したものである。

現状のままでは、地方自治体の課税自主権の積極的な活用が阻害されることから、地方自治体が、法定外税を法定税から独立した対等の税目として創設することを可能とするなど、地方税法をはじめとした関係法令を抜本的に見直すこと。

### **(2) 地方交付税制度の改革**

#### **ア 地方交付税の総額確保等と適切な運用**

今後も大幅な社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方が責任を持って地域経済の活性化等の施策を推進していくには、裏付けとなる財源の確保が必須であることから、地方交付税については、社会保障と税の一体改革に伴う新たな地方負担を含めて地方の行財政需要を的確に把握し、地方の安定的財政運営に必要な総額を、法定率の引上げによって確保すること。

また、地方交付税は国による義務付けや政策誘導を行うための制度ではなく、地方共有の固有財源であることを再認識し、適切に運用すること。併せて、地方交付税が「国からの仕送り」であるかのような誤った認識を国民に与えないよう、周知に努めること。

#### **イ 臨時財政対策債の廃止**

臨時財政対策債は、平成13年度に導入されて以来、地方から廃止と地方交付税への復元を繰り返し要求してきたにもかかわらず、4度目の延长期限である平成25年度で廃止されることなく、平成28年度まで5度目の延長がなされたところである。

臨時財政対策債を延長し、大量発行する状況を放置することは、将来の世代に負担を先送りしていることにはかならず、国がその責任を十分果たしているとは言えない。また、過去に発行した臨時財政対策債の償還を、新たな臨時財政対策債の発行により行うという現状は、持続可能な地方財政制度という観点から、抜本的な見直しが急務である。

地方財源不足の解消は、税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等によって確実に対応すべきであり、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債を廃止することとし、その工程を早急に示すこと。それまでの間、財政力指数の高い地方自治体に過大に配分されている不公平な臨時財政対策債発行可能額の算定方法を見直すこと。

### (3) 国庫支出金の改革

#### ア 国庫支出金の抜本的な改革

国庫支出金については、国と地方の役割分担を見直し、地方への権限及び税源の移譲を中心とした抜本的改革を進めることとし、国は速やかにその工程を明らかにすること。

それまでの間、国庫支出金は首都圏特有の行政需要を斟酌し、必要額を安定的かつ確実に確保すること。

また、地方自治体間の財政調整は地方交付税により行い、国庫支出金による財政力格差の是正は行わないこと。

さらに、事務手続の簡素化など運用改善を図るとともに、国の関与は最小限とし、地方の自由度を高め、地域の知恵と創意が生かされる制度となるよう見直すこと。

#### イ 基金事業の見直し

国庫支出金の廃止、地方への税源移譲が行われるまでの間、緊急雇用創出や再生可能エネルギーの導入推進等に係る基金事業については事業の進捗状況など、地方の必要に応じた増額や、事業期間の延長を図るとともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、基金の造成を指定都市にも認めることなど、要件の見直しを行い、併せて事務手続きの簡素化など運用改善を図ること。

### (4) 国直轄事業負担金の見直し

国直轄事業については、国と地方の役割分担を見直すことにより、真に国が行うべき事業に限定した上で、国が全額費用負担するとともに、それ以外の事業は地方に権限と必要な税財源を移譲し、国直轄事業負担金の見直しに向けた具体的な手順等を盛り込んだ工程を早急に示すこと。

また、国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を負担する地方自治体の意見を確実に反映させるため、事前協議を法制化すること。

加えて、国は、地方が国に支出した国直轄事業負担金について、厳正な検査を行い、不適切な支出等があった場合は地方自治体に負担金を返還する仕組みを構築すること。

なお、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）に基づく直轄道路・直轄河川の移譲に当たっては、必要な財源を確実に措置すること。

### III 道州制の議論に当たって

現在、道州制推進基本法案の国会への提出が検討されているが、道州制の議論に当たっては、真に地方分権に資するものとなるよう、地方の意見を十分に尊重すること。

また、道州制の議論にとらわれることなく、権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実・確保等の改革を一体的に進めること。

### IV 国の財政規律の確立と地方税財源の復元

地方は、厳しい財政状況の中、大幅な職員数の削減や給与カットなど、徹底した行政改革を断行し、財政健全化に努めている。

しかし、国は、職員の削減実績について地方を大幅に下回り、また、給与カットの実績も地方の3分の1に満たず、行政改革への取組が不十分であると言わざるを得ない。

このような中で、国は、消費税率の引上げによる税収増等により、過去最大規模である約96兆円の平成26年度予算を編成した。

その一方で、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債や、地方の貴重な税源を国税化した地方法人特別税を継続するとともに、地方法人税を創設し、更なる地方税の国税化を行っている。

国は、行政改革と財政健全化に取り組むとともに、こうした国の財政難を地方にしわ寄せする制度については、財政状況に関わらず見直しを行うべきである。特に、税収増等により財政状況が好転する中にあっては、速やかに制度の撤廃と地方の税財源の復元に取り組むこと。

平成26年5月　日

内閣総理大臣 安倍 晋三様

#### 九都県市首脳会議

座長	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	埼玉県知事	上 田 清 司
	千葉県知事	森 田 健 作
	東京都知事	舛 添 要 一子
	横浜市長	林 文 子
	川崎市長	福 田 紀 彦
	千葉市長	熊 谷 俊 人
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相模原市長	加 山 俊 夫

# 地方分権改革の実現に向けた要求

地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、地方分権改革の着実な推進が不可欠である。

九都県市首脳会議は、政府に対し真の分権型社会の構築に向け、地方の意見を確実に踏まえ大胆な改革を断行するよう、特に次に掲げる3つの事項の実現を強く要求する。

## 1 更なる権限移譲の推進

今通常国会に提出されている第4次一括法案等により、国から地方への権限移譲及び道府県から指定都市への権限移譲が実施されることとなつたが、国の出先機関の見直しは行われておらず、国から地方へ移譲する事務・権限はわずか50事項に止まるなど、不十分である。

については、国の出先機関は原則廃止する視点も踏まえ、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、更なる国から地方及び都道府県から基礎自治体への大幅な権限移譲を進めること。

また、権限移譲を進めるに当たっては、住民に身近な事務・権限は全て地方自治体に移譲することを基本とし、事務事業を実施するために必要な税財源を移譲するとともに、人員移管について地方との協議を行うこと。

## 2 地方法人特別税及び地方法人税の撤廃等

地域間の税収格差の是正を名目に、消費税率の引上げまでの暫定措置として導入された地方法人特別税は、平成27年10月までに確実に撤廃し、地方税である法人事業税に復元すること。

また、平成26年度税制改正により、同様の名目で、地方法人税が創設されたが、本来、税収格差の是正は、税源移譲や地方交付税の増額により、地方税財源を拡充する中で、国の責任で行うべきであり、これに地方税を用いることは、地方分権に反し極めて不適切である。

加えて、同制度は、平成26年度の地方財政計画にも見られるように、実質的には地方交付税の総額不足の補填に活用されており、国の責任放棄とも言える極めて不当な措置となっている。

このように、地方法人税は、地方分権に反するのみならず、制度運用の面からも将来にわたって地方財政に悪影響を及ぼすものであることから、速やかに撤廃し、地方税である法人住民税に復元すること。

なお、国において法人課税の実効税率引下げの検討が行われているが、仮に引下げ等を行うこととした場合においては、地方税の税率引下げは行わず、国税の税率を引下げる。その場合、法人税額が法人住民税法人税割の課税標準となっていること等に鑑み、国の責任において地方税による確実な代替財源を確保すること。

## 3 臨時財政対策債の廃止

臨時財政対策債は、平成13年度に導入されて以来、地方から廃止と地方交付税への復元を繰り返し要求してきたにもかかわらず、4度目の延長期限である平成25年度で廃止されることなく、平成28年度まで5度目の延長がなされたところである。

臨時財政対策債を延長し、大量発行する状況を放置することは、将来の世代に負担を先送りしていることにほかならず、国がその責任を十分果たしているとは言えない。また、過去に発行した臨時財政対策債の償還を、新たな臨時財政対策債の発行により行うという現状は、持続可能な地方財政制度という観点から、抜本的な見直しが急務である。

地方財源不足の解消は、税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等によって確実に対応すべきであり、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債を廃止することとし、その工程を早急に示すこと。それまでの間、財政力指数の高い地方自治体に過大に配分されている不公平な臨時財政対策債発行可能額の算定方法を見直すこと。

平成26年5月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

九都県市首脳会議

座長 神奈川県知事	黒 岩 祐 治
埼玉県知事	上 田 清 司
千葉県知事	森 田 健 作
東京都知事	舛 添 要 一 子
横浜市長	林 文 子
川崎市長	福 田 紀 彦
千葉市長	熊 谷 俊 人
さいたま市長	清 水 勇 人
相模原市長	加 山 俊 夫